

## 預金保険制度について

預金保険制度は、万が一金融機関が破たんした場合に、預金者等の保護や資金決済の履行の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的としています。

●預金保険制度の対象となる預金等の範囲について

預金保険制度により、当座預金や利息の付かない普通預金等(決済用預金)は、全額保護されます。

定期預金や利息の付く普通預金等(一般預金等)は、預金者1人あたり、1金融機関ごとに合算され、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。それを超える部分は、破たんした金融機関の残余財産の状況に応じて支払われるため、一部支払われない可能性があります。

預金等の分類		保護の範囲	
預金保険制度の対象預金等	決済用預金(※1)	当座預金・利息の付かない普通預金等	全額保護
	一般預金等	利息の付く普通預金・定期預金・定期積金・元本補てん契約のある金銭信託(ビッグ等の貸付信託を含む)等	金融機関ごとに預金者1人当たり、元本1,000万円までとその利息等(※2)が保護  1,000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります)
預金保険制度の対象外預金等	外貨預金・譲渡性預金・無記名預金・架空名義の預金・他人名義の預金(借名預金)・金融債(募集債及び保護預り契約が終了したもの)等	保護対象外 破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われ ます(一部カットされることがあります)	

(※1)「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たす預金です。

なお、どの預金が決済用預金に該当するかについては、当金庫窓口にご確認下さい。

(※2)定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配のうち一部の条件を満たすもの等も利息と同様保護されます。

預金保険制度に関する詳しい内容は、当金庫にご確認下さい。

金融庁・預金保険機構 <http://www.dic.go.jp/>

社団法人 全国信用金庫協会 <http://www.shinkin.org/>